

地域社会と原子力に関する社会科学研究支援事業

1. 事業の趣旨

平成24年12月、東海村は「T O K A I 原子力サイエスタウン構想」(以下、「構想」という。)を発表しました。東海村は、日本の原子力開発をその原点から支えてきた自治体(村)であると同時にJCO臨界事故を経験した地域(村民)でもあります。その東海村が、福島事故の衝撃を受けて後、原子力をめぐる諸状況を踏まえつつ、村の過去、現在、未来について自らに問いかけ、答えようとした、それがこの「構想」です。しかし、「構想」は発表されましたが、それによって東海村のアイデンティティが確立されたわけでも、今後進むべき方向が定まったわけでもありません。むしろ、福島事故の現状が示すように、日本の原子力行政そのものが揺れており、それに伴って東海村をとりまく状況も混迷の度を深くしています。

現在、東海村が直面している状況、対処すべき課題はあまりに巨大かつ複雑ではありますが、かつて原子力研究の知の拠点を目指したと同様に、東海村が“地域や社会の視点で科学技術や原子力の問題を考える”「知の拠点」となり、そこに国内外の知識、技術、知恵が集まってくる仕組みを作ることにより、東海村の進むべき道が見えてくるのではないかと考えます。

我々は、特に若い世代の研究者あるいはその卵の皆さんに呼びかけます。我々に知恵を貸してください。

【T O K A I 原子力サイエスタウン構想とは】

「構想」は、地域社会が主体となって提言・行動する原子力とまちづくりを目指し、

- ①最先端の原子力科学や原子力基礎・基盤研究とその産業・医療利用
- ②原子力の安全などの課題の解決
- ③社会科学・政策科学の知を集約した研究や提言
- ④国際的に活躍できる原子力人材の育成

の4本の柱で構成され、これらを進めるために国際的かつオープンなまちづくりの形成を推進することとしています。

2. 事業の目的

本事業は、東海村が、原子力に関わる社会科学・政策科学の知を集約する研究拠点の一つとなり、その成果をまちづくりに活かしていくために、研究のネットワーク化と人材育成を図ることを目的としています。福島事故で顕在化した低線量被ばくや放射性廃棄物処分など原子力を取りまく諸課題は、科学技術だけでは解決できない（トランス・サイエンス）問題となっています。そして、これらの問題は東海村にとっても解決していかなければならない重要な問題です。政治学・政策学・経済学・社会学・法律学・地域行政学など、本事業は多様な社会科学・政策科学分野の研究活動を支援します。また、科学技術リスクのガバナンス、エネルギー政策における国と地方の関係、電源立地地域の諸制度の問題、コミュニケーションや防災など、多様な学問分野を統合した研究も支援対象です。

3. 提案にあたってのお願い

本事業で得られた研究成果は、広く村民に公開し、自由な議論の場を通じて住民一人一人が原子力の問題を考える機会を設け、地域社会が主体的に原子力や科学技術と関わる社会環境を構築していきたいと考えています。そのため、提案される研究課題名は、村民に分かりやすいものを心がけてください。具体的には、“原子カムラの成立過程の歴史的考察”ではなく、“「原子カムラ」はなぜどのように生まれたのか？”のように、研究の中心的問題意識を疑問形で表現してください。また、研究の対象は、東海村や原子力問題に限定しませんが、必ず“東海村にとっての意義”を示してください。

本事業が期待する研究例 （ただし、以下にこだわらず、ご提案ください。）

- ・ いわゆる「原子力安全神話」や「原子カムラ」はなぜどのように生まれたのか？
- ・ 原子力とはいかなる存在なのか、その本質は何か、原子力は人類に幸福をもたらすか？（哲学、宗教学、倫理学などからの洞察）
- ・ 地域住民を巻き込んだリスクコミュニケーションはどのように実現できるのか？
- ・ 政策決定にいかに住民を巻き込むか？
- ・ 「合意が形成された」とはいかなる状況か？
- ・ 原子力立地地域は歴史的、政治的、社会的、経済的にどのような特性を持っているのか？
- ・ 原子力立地地域の特性を踏まえた地域主体のまちづくり提案とは？
- ・ 原子力防災における自助・共助・公助はどう実現するか？
- ・ 人の心理や行動を踏まえた原子力災害への備えと対応とは？

※この他、福島の廃炉・賠償のスキーム、もんじゅ廃止や核燃料サイクル政策、災害復興のあり方を扱う研究も期待します。

4. 研究支援の内容など

(1) 支援の内容

平成 30 年度の予算総額 200 万円 2 ～ 3 件の研究を採択予定

(2) 応募条件

国内外の研究者等（所属は問わない） 45 歳以下（応募時点）

(3) 支援に付随する責務

平成 30 年末までに進捗報告を行うこと

平成 31 年 2～3 月に予定する成果報告会（村民向けフォーラム）で成果を発表すること

平成 31 年 3 月 31 日までに研究報告書（印刷物 2 部および PDF ファイル）、会計報告書を提出すること

※29 年度の実績は以下のとおりです。

29 年 12 月 19 日 進捗報告会

30 年 2 月 18 日 成果報告を兼ねたフォーラムを開催

5. 募集スケジュールなど

募集開始：平成 30 年 4 月 1 日（日）

応募締切：平成 30 年 5 月 11 日（金）必着

一次選考（書類審査）：平成 30 年 5 月 14 日～二次選考の前日

二次選考（ヒアリング審査）：平成 30 年 5 月下旬

※二次選考では、研究代表者もしくは代理の方が選考委員に直接研究内容を説明していただきますので、必ずご出席いただきます。出席できない場合は失格となります。

※二次選考の日時は現在未定ですが、近日中に発表します。

選考結果の通知：選考委員会終了後すぐ

研究開始：平成 30 年 6 月 1 日

※契約手続きのため研究費の振込が遅れる場合があります。

※できるだけ研究期間を長くするため、2ヶ月以内に契約していただきます。この期間に契約できなかった場合には採択を取り消すことがありますので、ご注意ください。

選考委員（五十音順）
鈴木 さちよ（村民）
滝田 薫（茨城キリスト教大学 教授）
谷口 武俊（東京大学政策ビジョン研究センター 教授）
永目 裕子（村民）
松原 克志（常磐大学 副学長）
萩谷 浩康（東海村 副村長）

6. 応募方法

提案書のフォーマットに簡潔に記入の上、下記まで郵送にて提出ください。

〒319-1192 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号
東海村役場 産業部 産業政策課 産業戦略室

7. 応募にあたっての留意点

- 1) 本制度への申請段階において、他の競争的資金制度等への提案を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに下記問い合わせ先まで報告してください。この報告に漏れがあった場合、本制度において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。
- 2) 研究内容によっては数年の研究期間を要するものもあると考えますが、本制度は単年度の支援制度です。提案書に複数年の研究計画を書くのは自由ですが、複数年の支援が可能かどうかは選考委員会の判断となります。また、複数年の研究が認められても、予算は進捗状況や研究活動の内容を踏まえて毎年見直しいたします。
- 3) 研究支援金は、大学等の所属組織と本事業の受託者である特定非営利活動法人 HSE リスク・シーキューブとの契約に基づき、お支払します。応募にあたっては、所属組織の契約担当者とは十分協議を行い、特別な手続きが必要か否かなどの確認をしてください。3 ページにも記載されているとおり、2ヶ月以内に契約ができない場合は、採択を取り消すことがあります。なお、学内規定で必要な手続きであっても、本事業の趣旨にそぐわない手続きには応じられません。例えば、本事業は研究者の自発的な研究提案に対して支援するものですので、「受託研究申込書」など、村もしくは NPO 法人が大学等に研究を依頼する形での文書は発行いたしません。
- 4) 大学院生など学生の身分で応募する場合には、指導教官が所属する組織との契約になりますので、指導教官にも十分相談した上で応募してください。

8. 支援費の使途

対象となる経費は、交際費、慶弔費及び備品購入費を除く研究に要する経費とします。他に補助金等を受けている場合は、当該補助金等を受けた研究活動の経費は対象としません。パソコンやプリンター関連備品など、他の研究活動にも用いられる備品の購入は認められません。研究に必要な書籍や資料などは、1万円未満であれば消耗品として購入することが可能です。詳細な算出根拠の提出は必要ありませんが、二次選考では予算の妥当性も評価されますので、予算の内訳についても説明できるようにしてください。

9. 問い合わせ先

応募内容についてのご質問は、本件を含む事業を受託している特定非営利活動法 HSE リスク・シーキューブ担当者へメールでお問い合わせください。

メールアドレス：office@hse-risk-c3.or.jp

担当者名：土屋智子